

【閲覧用】

令和3(2021)年第6回 飯塚市農業委員会総会 議事録				
開催年月日	令和3 (2021) 年 6 月 10 日 (木)			
開催場所	飯塚市役所本庁 2 階 多目的ホール			
開会	午後 2 時		閉会	午後 2 時 38 分
議事及び 議決結果表	番号	件名	結果	備考
	議案第 33 号	農地法第 3 条の許可申請について	許可	2 件
	議案第 34 号	農地法第 5 条の許可申請について	許可相当	10 件
	議案第 35 号	農用地利用集積計画(利用権設定)について	決定	39 件
	議案第 36 号	農用地利用集積計画及び配分計画について	決定	6 件
	議案第 37 号	農用地利用集積計画(所有権移転)について	決定	1 件
	協議第 4 号	飯塚市農業経営・生産対策推進協議会委員の選出について	決定	
	報告第 25 号	農地法第 3 条の規定による許可の取消願書の提出について	済	1 件
	報告第 26 号	農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について	済	10 件
	報告第 27 号	農業委員会の適正な事務の実施について	次回議案	
出席委員	農業委員		農地利用最適化 推進委員	8 人
	農業委員		2 人	
欠席委員				
署名委員	6 番	畠中 五恵子	7 番	高野 敏治
	局長	田中 善広	係長	植木 功
	主任	赤崎 政伸	主事補	野中 智仁
事務局	主任	安藤 正紘		

農業委員出席状況（17名）

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	福澤 正剛	○	11	上田 高志	○
2(副会長)	大隈 秀文	○	12(会長)	須堯 忠臣	○
3	原田 敏行	○	13	大熊 真	○
4	茅野 兵次郎	○	14	多田 信之	○
5	藤田 武治	○	15	奥野 由佳	○
6	畠中 五恵子	○	16	深町 義則	○
7	高野 敏治	○	17	城石 隆生	—
8	伏原 和也	○	18	浅田 正次	○
9	岡松 美由紀	○	19	小山 光治	○
10	新開 剛	—			

農地利用最適化推進委員出席状況（8名）

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	宮本 精一	—	16	山本 眞二	—
2	幸崎 黙	—	17	平嶋 正雄	—
3	三村 保始	○	18	田中 直敏	○
4	肘井 郁秀	—	19	原 寅雄	—
5	池永 雅行	—	20	藤井 光生	—
6	福間 健二	—	21	瀧本 康男	—
7	岡松 正利	○	22	中野 敏次	—
8	大村 敏之	○	23	多田 茂康	○
9	小畠 和廣	○	24	武本 正国	—
10	平畠 悟諭	—	25	山本 保利	—
11	水間 惣吾	—	26	松延 隆幸	—
12	岡松 明人	○	27	嶋田 正志	—
13	大谷 繁信	—	28	中村 勉	—
14	藤田 光幸	—	29	森田 輝巳	—
15	田中 一平	○	30	許斐 太一	—

議案第33号第1項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地			
地目、面積			
譲受人		耕作面積	
		耕作者数	
譲渡人			
備考	売買		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(9番推進委員：小畠委員)</p> <p>6月2日に譲渡人とともに現地確認に行き、話を伺ってきました。該当の農地については、十数年来耕作をしていないが遊休農地防止のため草刈はして管理はしていた。今後も耕作の意思はなく、処分したいと考えていたため、知人を通じて譲受人を紹介してもらい、譲り受けても良いという返事をもらった。何ら問題なし。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第33号第2項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地			
地目、面積			
譲受人		耕作面積	
		耕作者数	
譲渡人			
備考	売買		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(8番推進委員：大村委員)</p> <p>5月21日に[REDACTED]より書類を預かり説明を受けました。後日、現地を確認しましたら、ブルーベリーが栽培されており、譲受人もそのまま栽培を続けるとのことです。必要な農機具も所有されています。周辺農地に支障が無いよう、地元農区に協力し農地を耕作していくとのことです。何ら問題なし。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第34号第1項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積			
権利内容	所有権		
譲受人		農地区分	3種 (第一種住居地域)
譲渡人			
転用目的 施設の概要	宅地分譲		
備考	売買		
造成	最大100cm程度の盛土工。		
進入口	北西側道路より進入。		
土留め	東側及び北側において、隣接地へ投げ掛け。 西側において、コンクリートブロック擁壁を新設。		
被害防除	特段の施工なし。		
雨水排水	溜柵及び排水パイプを敷設し、南西側水路へ放流。		
生活雑排水	合併浄化槽を敷設。雨水同様の経路にて放流。		
工事計画期間	令和3年7月10日から令和3年8月10日まで		
水利同意	■ 生産組合の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金)自己資金。残高証明あり。 (信用)現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(15番推進委員：田中委員) 5月24日に ■ にて現地で説明を受けました。 転用目的は宅地分譲でございます。本件の農地は元々耕作放棄地のような土地でありましたし、また ■ 生産組合の同意を得ていますので、何ら問題はなし。		
現地調査報告	(事務局) 5月25日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

議案第34号第2項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積			
権利内容	賃借権		
借主		農地	2種

		区分	(10ha 未満)		
貸 主	[REDACTED]				
転用目的 施設の概要	仮設事務所、資材置場及び駐車場 (令和4年3月31日までの一時転用)				
備考	なし				
造成	整地を行う程度で、盛土工、切土工なし。整地面には鉄板の敷き詰め。				
進入口	道路に接する申請地南側から進入。				
土留め	土地の形状変更はなく、土留壁の設置なし。				
被害防除	申請地北側の一部、東から南側に仮設フェンスを設置。				
雨水排水	申請地西から南側に存在する既設側溝を経由し、隣接水路に放流。				
生活雑排水	糞尿は、仮設トイレを設置(汲取り)。その他の排水は発生しない。				
工事計画期間	令和3年7月1日から翌年3月31日まで				
水利同意	[REDACTED] 生産組合及び [REDACTED] 自治会の同意あり。				
第5条第2項各号	(資金)自己資金で対応。残高証明あり。 (信用)現在、違反転用事案なし。				
補足説明	[REDACTED] 自治会からの水利同意が添付された理由は、[REDACTED] 生産組合長が貸主の一人であったため。				
地区推進委員報告	(18番推進委員：田中委員) 5月20日に [REDACTED] とお話し、現地を見ました。盛土工や切土工はせずに、鉄板を敷いて仮置き場ということで計画されております。地権者が生産組合長でありましたので、生産組合及び自治会会長より同意をいただいておりますので問題なし。				
現地調査報告	(事務局) 5月25日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。				
質疑・意見	なし				
審議結果	許可相当				

議案第34号第3項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	3種 (第一種住居地域)
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	共同住宅 1棟 246.24 m ²		

備考	売買 令和3年5月18日付け飯塚市開発指導要綱による事前審査会終了。
造成	最大130cm程度の切土工。
進入口	北側市道より進入。
土留め	北側の一部において、市道に擦り付け。 北側の一部、東側及び西側において、コンクリートブロック擁壁を設置。
被害防除	北側の一部、東側及び西側において、高さ80cmのフェンスを設置。
雨水排水	雨水樹及びVP管を敷設し、東側水路へ放流。 北側において、自主施工により横断用落蓋式U字型側溝及び雨水樹を敷設し、北側道路側溝へ放流。
生活雑排水	合併浄化槽を敷設。排水管を経由し東側水路へ放流。
工事計画期間	令和3年7月20日から令和4年3月31日まで
水利同意	■ 水利組合の同意あり。
第5条第2項各号	(資金) 金融機関からの融資。融資証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	■について 昭和57年5月1日付けで貸倉庫敷として5条転用許可後、完了確認未済。造成まで完了。本来、計画変更申請も必要となるが、当初転用者(譲受人)が死亡しているため、計画変更申請は不要。
地区推進委員報告	(15番推進委員:田中委員) 5月17日に土地家屋調査士の松生氏に説明を受けました。転用目的は共同住宅です。本件につきましては被害防除も設置していますし、楽市水利組合の同意もありますので問題なし。
現地調査報告	(事務局) 5月25日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第34号第4項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地	■		
地目、面積	■		
権利内容	所有権		
譲受人	■	農地	2種 (10ha未満)
譲渡人	■		
転用目的 施設の概要	建売住宅 8棟 463.68m ²		

備考	売買 令和3年5月14日付け飯塚市開発指導要綱による事前審査会終了。
造成	最大40cm程度の盛土工。 造成後の表面は進入路部分でアスファルト舗装。
進入口	南側市道からの幅約6mの進入路を敷設。各分譲地へはこの通路から進入。進入路部分については、市に帰属。
土留め	東側において、隣接地へ投げ掛け。 西側において、最大90cm程度セットバックし、コンクリートブロック擁壁を設置。セットバックラインから境界までの間は法面土羽打ち。 南側において、道路中心線から3.25mまでセットバック。一部については、コンクリートブロック擁壁を設置。セットバック部分については、舗装止コンクリート施工を行い、市に帰属。 北側において、コンクリートブロック擁壁を設置。
被害防除	西側及び北側において、高さ80cmのフェンスを設置。
雨水排水	申請地内に自由勾配側溝を敷設し、雨水樹及び自主施工による横断暗渠管を経由して南側水路へ放流。
生活雑排水	各分譲地に合併浄化槽を敷設。雨水同様の経路にて放流。
工事計画期間	令和3年9月1日から令和5年6月30日まで
水利同意	■ 生産組合の同意あり。
第5条第2項各号	(資金)自己資金。残高証明書あり。 (信用)現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(15番推進委員:田中委員) 5月17日に現地で土地家屋調査士の松生氏に、■ 生産組合長と一緒に説明を受けました。転用目的は建売住宅です。本件につきましては■ 水利組合の同意もありますので問題なし。
現地調査報告	(事務局) 5月25日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第34号第5項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地	■		
地目、面積	■		
権利内容	使用貸借権		
借主	■	農地区分	2種 (10ha未満)
貸主	■		
転用目的	桜植樹		

施設の概要	
備考	令和3年3月19日付け飯塚市告示第64号にて農振農用地除外済み。
造成	桜を植樹する以外は、盛土工、切土工はなし。
進入口	道路に接する申請地南側から進入。
土留め	土地の形状変更はなく、土留壁の設置なし。
被害防除	土地の形状変更はなく、被害防除措置の必要はない。
雨水排水	土地の形状変更はなく、現況のまま。
生活雑排水	発生しない。
工事計画期間	令和3年7月15日から令和4年6月15日まで
水利同意	■ 生産組合の同意あり。
第5条第2項各号	(資金) 自己資金。残高証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	桜の植樹により景観を向上させ、地域活性化を図る。
地区推進委員報告	(23番推進委員:多田委員) ■ です。桜の苗木の植樹であるため何ら問題なし。
現地調査報告	(事務局) 5月25日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第34号第6項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	■		
権利内容	所有権		
譲受人	■ ■ ■	農地 区分	2種 (10ha未満)
譲渡人	■ ■		
転用目的 施設の概要	特定建築条件付売買予定地 3棟 173.88 m ²		
備考	売買		
造成	最大70cm程度の盛土工。		
進入口	南西側市道から各分譲地へ進入。		
土留め	北西側及び南東側において、コンクリートブロック擁壁を設置。南東側境界から水路の間(幅50cm)において、コンクリート舗装。 南西側において市道に擦り付け。		
被害防除	コンクリートブロック擁壁1段の築き上げ。		

雨水排水	申請地内に自由勾配側溝及び雨水溜枡を敷設し、VP管を経由して南東側水路へ放流。
生活雑排水	各分譲地に合併浄化槽を敷設。雨水同様の経路にて放流。
工事計画期間	令和3年7月5日から令和4年12月31日まで
水利同意	[REDACTED] 生産組合の同意あり。
第5条第2項各号	(資金)自己資金。残高証明書あり。 (信用)現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(15番推進委員：田中委員) 5月17日に土地家屋調査士の鬼塚氏から現地で説明を受けました。転用目的は3棟の特定建築条件付売買予定地です。本件につきましては[REDACTED] 水利組合の同意もありますので問題なし。
現地調査報告	(事務局) 5月25日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第34号第7項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地	[REDACTED]			
地目、面積	[REDACTED]			
権利内容	所有権			
譲受人	[REDACTED]	[REDACTED]	農地区分	3種 (準住居地域)
譲渡人	[REDACTED]			
転用目的 施設の概要	資材置場			
備考	売買			
造成	申請地① 最大で50cm程度の切土工。 申請地② 最大で2m30cm程度の盛土工。道路に接する東側では法面に投げ掛け。			
進入口	申請地① 申請地北東側で隣接する道路から進入。 申請地② 申請地南東側で隣接する道路から进入。進入口の箇所で歩道の切り下げ。			
土留め	申請地① 既存法面の箇所を現況のまま活用。 申請地② 道路に接する東側を除く周囲にL型擁壁を設置。			
被害防除	申請地① 周囲の土地との高低差が少ない申請地の北、東、南側の一部でフェンスを設置。 申請地② 申請地南東側を除く周囲にフェンスを設置。			

雨水排水	申請地① 既存U型側溝を活用、放流。但し、申請地中央部の幅員が狭いため、水路の一部でカルバートへ敷設替えにより幅員を広げる。 申請地② 申請地北側に溜柵にて集水し、隣接道路側溝に放流。
生活雑排水	申請地① 発生しない。 申請地② 発生しない。
工事計画期間	令和3年7月10日から同年10月31日まで
水利同意	農区の同意あり。
第5条第2項各号	(資金) 自己資金で対応。残高証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(3番推進委員：三村委員) 申請地の周辺が宅地・道路・溜め池に囲まれており閉鎖的な農地です。周囲にも農地はありませんし、この土地は元々、耕作のしづらい農地でありました。計画では建築物がなく、生活雑排水の流出もないことから現状よりも土地利用上、良いのではないかと考えております。また、地元の同意も得ており何ら問題なし。
現地調査報告	(事務局) 5月25日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第34号第8項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積			
権利内容	所有権		
譲受人		農地区分	2種 (10ha未満)
譲渡人			
転用目的 施設の概要	特定建築条件付売買予定地 5棟 289.80 m ²		
備考	壳買 令和3年5月20日付け飯塚市開発指導要綱による事前審査会終了。 隣接宅地377.00 m ² を含め、計画面積は1,603.00 m ² となる。		
造成	最大80cm程度の盛土工及び50cm程度の切土工。 造成後の表面は進入路部分でアスファルト舗装。		
進入口	西側市道からの幅約6mの進入路を敷設。 各分譲地へはこの通路から進入。進入路部分については市に帰属。		

土留め	北東側において、最大 80cm 程度セットバックし L 型擁壁を設置。セットバックラインから境界までの間はコンクリート舗装。 北西側において、市道に擦り付け。道路中心線から 3.30m までセットバック。セットバックラインから境界までの間は、コンクリート舗装を行い市に帰属。 南東側において、コンクリートブロック擁壁を設置。 南西側において、隣接地へ投げ掛け。
被害防除	北東側及び南東側において、高さ 80cm のフェンスを設置。
雨水排水	申請地内に自由勾配側溝及び溜枡を敷設し、北東側水路へ放流。
生活雑排水	各分譲地に合併浄化槽を敷設。雨水同様の経路にて放流。
工事計画期間	令和 3 年 7 月 5 日から令和 4 年 12 月 31 日まで
水利同意	■ 生産組合の同意あり。
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	■について 昭和 62 年 5 月 1 日付けで賃貸住宅及び貸資材置場敷として 5 条転用許可後、完了確認未済。造成まで完了。本来、計画変更申請も必要となるが、当初転用者(譲受人)が死亡しているため、計画変更申請は不要。
地区推進委員報告	(12 番推進委員 : 岡松委員) 譲渡人は地元で農家をされていた父より相続で農地を所有され、近隣の農家の方に貸してある状況でした。ただし、以前から売却を考えていたということも聞いております。このような中、■の代理人の鬼塚土地家屋調査士より連絡があり、生産組合長を紹介。5 月 21 日に代理人の鬼塚氏と譲受人の ■ から話を聞かせて頂きました。生産組合の同意も得ており、計画通りに進めば何ら問題なし。
現地調査報告	(事務局) 5 月 25 日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 34 号第 9 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	■		
権利内容	所有権		
譲受人	■ ■ ■ ■	農地 区分	2 種 (10ha 未満)
譲渡人	■ ■		

転用目的	一般住宅
施設の概要	居宅 1棟 118.87 m ² 建ぺい率 25.02%
備考	贈与
造成	最大で 80 cm 程度の盛土工、及び最大で 20 cm 程度の切土工。
進入口	申請地北側で隣接する道路から進入。
土留め	進入口を除く北、西、南側の周囲にコンクリートブロック壁を新設。東側の一部で隣接宅地の既存擁壁に投げ掛け。
被害防除	申請地南側でフェンスを設置。
雨水排水	申請地内に雨水枠を設置、集水後は北側の既設道路側溝に放流。
生活雑排水	合併処理浄化槽を敷設し、処理水放流は既設道路側溝に放流。
工事計画期間	令和 3 年 7 月 20 日から翌年 2 月 28 日まで
水利同意	農区の同意あり。
第 5 条第 2 項各号	(資金) 金融機関からの融資。融資証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(7 番推進委員 : 岡松委員) 5 月 21 日に譲渡人より連絡を受けまして、[REDACTED] と現地を確認しました。建築予定地は現在休耕田であり、農地の用水路関係は [REDACTED] 農区長の承諾を受けております。何ら問題なし。
現地調査報告	(事務局) 5 月 25 日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 34 号第 10 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]						
権利内容	所有権						
譲受人	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	1 種 (10ha 超の連担) (集落接続)				
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]						
転用目的 施設の概要	特定建築条件付売買予定地 4 棟 231.84 m ²						
備考	売買						
造成	最大 70cm 程度の盛土工。 造成後の表面は進入路部分でアスファルト舗装。						
進入口	北東側市道からの幅約 6m の進入路を敷設。市道と境界までの間は重						

	力式擁壁、地先境界ブロック及びガードパイプを設置。 各分譲地へはこの通路から進入。進入路部分については一部市に帰属。
土留め	進入路を除く北東側、北西側、南東側及び南西側でコンクリートブロック擁壁を設置。 南西側において、境界から水路の間はコンクリート舗装。
被害防除	進入路を除く北東側、北西側、南東側及び南西側で高さ80cmのフェンスを設置。
雨水排水	申請地内に自由勾配側溝及び雨水溜柵を敷設し、北東側水路へ放流。
生活雑排水	各分譲地に合併浄化槽を敷設。雨水同様の経路にて放流。
工事計画期間	令和3年7月5日から令和4年12月31日まで
水利同意	■ 生産組合の同意あり。
第5条第2項各号	(資金)自己資金。残高証明書あり。 (信用)現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(12番推進委員:岡松委員) 土地家屋調査士から説明を受けて、生産組合の同意もあるため何ら問題なし。
現地調査報告	(事務局) 5月25日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第35号 農用地利用集積計画(利用権設定)について

地目別 設定面積	田	162,537.00 m ²		
	畠	5,623.54 m ²		
	その他	4,874.00 m ²		
	採草放牧地	0.00 m ²		
	計	173,034.54 m ²		
作物別 設定面積	水稻	(3年以下)	87,018.00 m ²	20件
		(6年以下)	29,206.00 m ²	9件
		(10年以下)	44,695.00 m ²	7件
		(11年以上)	1,618.00 m ²	1件
		計	162,537.00 m ²	37件
	野菜	(10年以下)	5,623.54 m ²	1件
		計	5,623.54 m ²	1件
	その他	(10年以下)	4,874.00 m ²	1件
		計	4,874.00 m ²	1件
	計	(3年以下)	87,018.00 m ²	20件
		(6年以下)	29,206.00 m ²	9件

		(10年以下)	55,192.54 m ²	9件
		(11年以上)	1,618.00 m ²	1件
		計	173,034.54 m ²	39件
設定内容	別紙一覧表のとおり			
第18条第3項各号	(要件) 該当のため、許可要件を満たす。			
補足説明	なし			
質疑・意見	なし			
審議結果	決定			

議案第36号 農用地利用集積計画及び配分計画について

地目別 設定面積	田	14,107.00 m ²		
	畑	0.00 m ²		
	樹園地	0.00 m ²		
	採草放牧地	0.00 m ²		
	計	14,107.00 m ²		
作物別 設定面積	水稻	(10年以下)	14,107.00 m ²	6件
		計	14,107.00 m ²	6件
	計	(10年以下)	14,107.00 m ²	6件
		計	14,107.00 m ²	6件
設定内容	別紙一覧表のとおり			
第18条第3項各号	(要件) 該当のため、許可要件を満たす。			
補足説明	なし			
質疑・意見	なし			
審議結果	決定			

議案第37号第1項 農用地利用集積計画（所有権移転）について

譲受人		譲受人 耕作面積	
譲渡人		利用目的	水田として利 用
土地の所在地 地目、面積			
所有権の移転時期	令和3年6月25日		
第18条第3項各号	該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
質疑・意見	なし		
審議結果	決定		

協議第4号 飯塚市農業経営・生産対策推進協議会委員の選出について

推薦依頼(1人)	委員名	前委員名
1	奥野 由佳	奥野 由佳
2	岡松 美由紀	岡松 美由紀
3	高野 敏治	高野 敏治
4	新開 剛	新開 剛
5	畠中 五恵子	畠中 五恵子

飯塚市農業経営・生産対策推進協議会規則の抜粋

(掌握事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、意見を答申するものとする。

- (1) 認定農業者・担い手等の育成・確保・指導に関する事項
- (2) 農業農村男女共同参画の推進に関する事項
- (3) 高齢者活動促進等に関する事項
- (4) 新規就農者の確保育成指導に関する事項
- (5) 農地の利用集積に関する事項
- (6) 経営構造対策に関する事項
- (7) 農業生産及び畜産の振興に関する事項
- (8) 福岡嘉穂農業協同組合各生産部会の育成・指導・振興に関する事項
- (9) 農業政策における国庫・県単事業に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な活動に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1)～(6) 略
- (7) 市農業委員会の委員
- (8)～(9) 略

任期：3年（令和3年4月1日から令和6年3月31日までの、農業委員残任期間の1年間）

補足説明	(事務局)
	協議会委員の選出については、もっと早い段階で総会にてご審議いただかなくてはならないのですが、関係各課との連携不足により総会会程が遅れましたことを、この場をお借りいたしまして深くお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。
それでは協議事項の説明及び提案をさせていただきます。飯塚市農業経営生産対策推進協議会委員については、任期が3年となっております。農業委員会に割り当てられている委員数は5名であり、飯塚、穂波、筑穂、穎田、庄内の各地区から1名の農業委員が選出されております。今年度は協議会委員の改選時期であり、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年が新たな任期となります。しかし、現農業委員の任期については今	

	年度が最終の年度となります。そこで、事務局から提案させて頂きたいのですが、現協議会委員の5名の方につきましては、現農業委員の任期と同じく、令和4年3月31日まで協議会委員を継続していただきたいと考えております。また、令和4年度以降の2年間につきましては、農業委員新体制が決定次第、改めて協議会委員の選出をさせていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。ご審議をよろしくお願ひ致します。
質疑・意見	なし
審議結果	決定

報告第25号第1項 農地法第3条の規定による許可の取消願書の提出について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]
譲受人	[REDACTED] [REDACTED]
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]
備考	令和3年4月9日付け2飯農第3-67号にて許可されていたが、取消願書が提出されたもの。
結果	済

報告第26号第1項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED] [REDACTED]		
貸主	[REDACTED] [REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年3月31日
備考	賃貸借権設定(基盤)	引渡年月日	令和3年4月1日
結果	済		

報告第26号第2項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED] [REDACTED]		
借主	[REDACTED] [REDACTED]		
貸主	[REDACTED] [REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年4月27日
備考	使用貸借設定(基盤)	引渡年月日	令和3年4月27日

結果	済
----	---

報告第 26 号第 3 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 3 年 5 月 12 日
備考	使用貸借設定（基盤）	引渡年月日	令和 3 年 5 月 12 日
結果	済		

報告第 26 号第 4 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 3 年 5 月 30 日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和 3 年 5 月 30 日
結果	済		

報告第 26 号第 5 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 3 年 5 月 14 日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和 3 年 5 月 14 日
結果	済		

報告第 26 号第 6 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		

貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年5月14日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和3年5月14日
結果	済		

報告第26号第7項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年5月19日
備考	使用貸借設定（基盤）	引渡年月日	令和3年5月19日
結果	済		

報告第26号第8項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年5月19日
備考	使用貸借設定（基盤）	引渡年月日	令和3年5月19日
結果	済		

報告第26号第9項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年5月20日
備考	使用貸借設定（基盤）	引渡年月日	令和3年5月20日
結果	済		

報告第 26 号第 10 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 3 年 4 月 30 日
備考	使用貸借設定（基盤）	引渡年月日	令和 3 年 4 月 30 日
結果	済		

報告第 27 号 農業委員会の適正な事務の実施について

（飯塚市農業委員会の令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案））

提案理由	農林水産省は、国内における食料供給力の強化等を図るため、新たな農地政策の「農地改革プラン」を公表した。 それを受け、「農業委員会の適正な事務の実施について」の経営局長通達で、農業委員会の透明性や公平性・公正性の確保、目標設定と活動計画の策定、及びそれらの点検・評価を行うよう明記された。 平成 28 年 4 月 1 日施行の改正農委法で、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が法定業務として明確に位置づけられ、また「点検・評価及び活動計画等の策定・報告」についても法定化され、農業委員会の農地等の利用の最適化推進状況その他事務の実施状況を公表し、国及び県は農業委員会に対する適切な助言、支援等を行うこととされた。 本市も農業委員会各委員と事務局が一体となり、農地等の利用の最適化が進んでいくよう、今回別紙のとおり令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）として提出するものである。
令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）	別紙のとおり
令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の設定（案）	別紙のとおり
補足説明	なし
質疑・意見	なし
審議結果	次回総会にて議案として審議 (ご意見等ある方は、意見書を提出すること)

報告第 28 号 土地改良法第 3 条による資格証明について

事業名称	県営昭和地区土地改良（農業用ため池整備）事業
土地改良法第 3 条資格者名簿	別紙のとおり（38 名）
土地改良法 3 条資格者証明の公告	令和 3 年 5 月 21 日付飯塚市農業委員会公告第 7 号による。
参考 (農業委員会申し合わせ事項)	【土地改良事業参加申出の承認について】 土地改良法施行規則第 2 条第 3 項の規定による標記申出の承認については下記理由により農業委員会会長の専決事項

	<p>とする。</p> <p>(理由)</p> <p>土地改良事業参加申出の日から承認期限までに農業委員会を開催する暇がないため。</p>
--	---

報告第 29 号 農地転用完了等の報告について

①前月中に	
(1) 完了予定日を迎えた転用案件	
(2) 完了確認を行った転用案件	
(3) 現況証明書を交付した転用案件	別紙一覧表のとおり
②今月中に	
(1) 完了予定日を迎える転用案件	
③前月中に	
(1) 非農地証明を交付した案件	
備考	なし
結果	済

(1 番農業委員：福澤委員)

昨年から 13 番大熊眞委員からも要望があつておりましたが、私達も農業委員として任期が 1 年を切っております。皆さんもご承知かと思いますが、平成 28 年から農業委員会の制度が新しくなっております。私も任期中に新しい制度に合った農業委員会のルールを、皆さんと全体会議で議論していきたいと考えておりますが、新型コロナの関係もあって、思うように進めることができません。しかしながら、多分今月の 20 日には、緊急事態宣言も解除になると思いますので、早急に全体会議を開催していただきたいと思っております。また、令和 3 年 2 月 9 日に開催されました、全体会議の残りの案件については、必ず行なっていただきたいと強く要望いたします。その件につきまして、会長の考えをお聞きしたいと思いますのでよろしくお願ひします。

(議長)

これにつきましては、コロナウイルスが収束した段階で、全体会議それから継続審議になっておりました案件につきまして、開催するということで前回の総会で事務局長の方からありました。収束した段階で取り組んで参ります。

以上を持ちまして、総会を終了いたします。